



## 高齢化した森を若返らせませんか？

持山を伐採したいけど、伐採した後の手入れには手間もお金もかかるし...とお困りの山主の皆様へ。

愛知県では、県民の皆様からいただいたあいち森と緑づくり税を活用し、高齢化した人工林を皆伐した後の植栽や、それに伴う獣害防護柵の設置等に対する補助を行っています。



### 補助の対象となる施業の内容

#### 植栽

花粉症対策の  
コンテナ苗  
密度1,500本/ha  
の植栽



#### 獣害対策

植栽にあわせて  
行う獣害対策  
(防護柵設置等)



#### 下刈り

植栽年度の  
翌年度から  
1～5年目に  
行う坪刈り  
(各年度一回まで)



#### 除伐

植栽年度の  
翌年度から  
6～10年目の  
間に一回まで



- ※ 事業に当たっては、**20年間、植栽した苗木を育てていただくこと、事業を実施した森林の皆伐・転用を行わないこと**等について協定を結んでいただきます。
- ※ 補植や防護柵の補修等については補助ができません。  
(必要となった場合は、所有者様の負担で行っていただきます)
- ※ あいち森と緑づくり税の課税期間は現在のところ令和5年度までとなっており、その後は事業の見直しにより、内容等が変更される場合があります。
- ※ その他、補助できる施業内容等については条件があります。  
詳しくは、お近くの農林水産事務所にお問い合わせください。

愛知県 豊田加茂農林水産事務所 林務課 (林政・緑化グループ)

住所 〒471-8566 豊田市元城町4-45

電話 0565-32-7369

メール [toyotakamo-nourin@pref.aichi.lg.jp](mailto:toyotakamo-nourin@pref.aichi.lg.jp)